

医療費助成制度

医療福祉費支給制度(マル福)

医療福祉対象者が、必要とする医療を容易に受けられるよう、医療保険で病院などにかかった場合の一部負担金を公費で助成し、医療費の負担を軽減する制度です。



境町医療費助成制度(マル境)

妊産婦に関する対象疾患以外の受診分について、助成を行っている境町独自の医療費助成制度です。

※各所得判定対象者の所得額が基準額以上の場合は、マル福・マル境は受給できません。



自己負担について

●茨城県内の医療機関等を受診する場合 ⇒ 役場での手続きはありません。

受給者証、マイナ保険証等を提示し受診してください。

区分	外来自己負担	入院自己負担	調剤 (保険適用分)
妊産婦 母子手帳交付月の1日～ 出産予定日の翌月末まで	1日600円 月2回1,200円まで (1医療機関ごと)	1日300円 月3,000円まで	自己負担なし
ひとり親家庭(母子・父子) 児童が18歳到達年度の3月末まで			
重度障害者	自己負担なし	自己負担なし	自己負担なし

●茨城県外の医療機関等を受診する場合

⇒ 役場での支給申請が必要です。

●妊産婦の方が産婦人科以外を受診する場合

受給者証は使用できません。マイナ保険証等のみで受診してください。

後日、自己負担額を差し引いた額を指定口座にお振込みしますので、役場で手続きをお願いします。

<必要なもの>

・受給者証 ・マイナ保険証等 ・領収書(原本) ・印鑑

◆保険診療以外のもの(予防接種や健診、個室料等)には使えません。

◆ひとり親家庭(母子・父子)と重度障害者の区分は、毎年6月に自動更新処理をし、新しい受給者証を発送します

次のときは、保険年金課へ届け出てください

・住所・氏名・健康保険(記号・番号)等、届出内容が変わったとき

・交通事故や傷害事件等の第三者行為によってケガや病気になったとき

・高額療養費や付加給付金があるとき

(保険者からの支給決定通知書や支給明細書等の提出をお願いします。)